

知多北部広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

知多北部広域連合規則第2号

知多北部広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

知多北部広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成14年知多北部広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法第15条第3項」を「法第15条第4項」に、「条例第15条第3項」を「条例第15条第4項」に改め、「様式第2）を」の次に「広域連合事務所前掲示場に」を加える。

第3条第1項中「法第15条第3項後段」を「法第15条第4項後段」に、「条例第15条第3項後段」を「条例第15条第4項後段」に改める。

第17条第2項中「法第15条第3項」を「法第15条第4項」に、「条例第15条第3項」を「条例第15条第4項」に改め、「様式第17）を」の次に「広域連合事務所前掲示場に」を加える。

様式第2及び様式第17中「起算して」を削る。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 様式第2及び様式第17の改正規定 公布の日
- (2) 第2条第2項の改正規定（「様式第2）を」の次に「広域連合事務所前掲示場に」を加える部分に限る。）及び第17条第2項の改正規定（「様式第17）を」の次に「広域連合事務所前掲示場に」を加える部分に限る。） 令和8年4月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和8年5月21日